

「地域から孤立をなくそう」

～みんなが社会の一員として包み支えあうしくみづくり～



赤い羽根共同募金は
“ソーシャルインクルージョン”
を進める活動を支援します

配分申請受付のご案内



「地域から孤立をなくそう～みんなが社会の一員として包み支えあうしくみづくり～」が共同募金の全国共通助成テーマとして掲げられています。また、生活困窮者自立支援制度も3年目を迎え、顕在化していない対象者の把握や自立支援に必要なサービスの先駆的開発など、インフォーマル分野の充実が急務となっています。誰もが安心して暮らせるインクルーシブな地域を構築するために、赤い羽根共同募金は、特別配分を実施します。

事業年度・申請者

◆事業実施年度 平成30年度

◆申請者

- ・社会福祉法人(社協を含む)、更生保護法人、特定非営利活動法人、公益(一般)社団(財団)法人、任意団体
- ・市民活動支援センター等の中間支援組織

配分対象事業・例示

地域で孤立するおそれのある人(※)を社会の一員として包み支えあうしくみづくり(ソーシャルインクルージョン)など、今日的な福祉課題に対して様々な角度からアプローチするための次の事業(複数事業の組み合わせ可能)

- ① 多職種・多分野連携、地域連携等によるネットワーク構築
- ② ニーズ調査、事例研究、新規事業の提案・開発
- ③ ソーシャルインクルージョン等を目的とした先駆的活動及び啓発事業
- ④ ①～③の担い手育成、活動団体の組織基盤強化支援事業

※：地域で孤立するおそれのある人の例
ひとり親家庭、障害のある人、薬物依存症の人、DV被害者、不登校、ニート、ひきこもり、ホームレス、経済的困窮者、独居高齢者、介護者、被災避難者、地域に暮らす外国人など

審査方法

- ◆申請額が20万円以下の場合には書類審査
- ◆申請額が20万円を超える場合は面接or現地調査

申請方法

- ◆配分限度額
申請事業にかかる経費の90%以下(上限50万円)
- ◆申請方法
所定の様式により申請書を作成し、県共同募金会に提出(郵送可)
- ◆申請締切
平成29年11月30日(木) 必着

お気軽に
お問い合わせ
ください

[お問い合わせ・申請書提出先]

社会福祉法人 群馬県共同募金会

〒371-0843 前橋市新前橋町13-12
TEL 027-255-6596
FAX 027-255-6214

要領・申請書様式掲載サイト>> <http://www.akaihane-gunma.or.jp>

